

覚 書

1. 株式会社Bベンドは、2007年5月1日から、本件開発を再開し、11月末を目途に開発を完了する。
2. 株式会社Aサービスは、次のとおり、株式会社Bベンドに計3500万円を支払う。

(1) 2007年6月末	1500万円
(2) 本件開発完了時	2000万円
3. 株式会社Bベンドは、可及的速やかにCソフト社製パッケージの返還に努めるものとし、返金を受けた場合は受領後遅滞なくその全額を株式会社Aサービスに支払う。
4. 両者間の2004年8月25日付け開発基本契約は、本合意書で修正された点以外はなお有効に存続する。
5. 本件につき両者間でなお紛争が発生した場合には、ソフトウェア仲裁センターの仲裁手続によって解決するものとし、可能な限り、下記署名の仲裁人がその任にあたるものとする。

2007年4月27日

株式会社Aサービス：

代表取締役社長	山下 信弘
代理人弁護士	青木 茂之

株式会社Bベンド：

代表取締役社長	小沢 清二
代理人弁護士	尾側 卷夫

ソフトウェア仲裁センター：

仲裁人	押田 麻夫
同	野垣 早雲
同	鷹足 信子